

行政権等の行使：③許可・産業取締（漁業関連）



アシカ漁業者に衛生上の指導をしたことを報告

乙衛第26号

1905年(明治38年)7月26日

資料概要

1905年(明治38年)7月4日、佐世保鎮守府司令長官から島根県知事に対し、竹島のアシカ漁業者らを取り締まるよう要望があり(→No.17)、島根県第四部長は同年7月22日付で隠岐島司に対し竹島のアシカ漁業者の取締を指示した(→No.18)。

この資料は、島根県からの指示を受けた隠岐島司が、警察署長と協議し、当該のアシカ漁業者らを召喚し厳重に説示を行ったことを島根県第四部長に同年7月26日付で報告したものの写し。

隠岐島司は、指示通りアシカ漁業者に対して説示を行ったこと、アシカ漁業者に請書の通り励行することとし、また、社員1名を竹島に派遣することにしたことを報告した。

内容見本

乙衛第二六号

本月二十二日衛第七〇六号ヲ以テ竹島ニ於ケル海驢猟者取締方ノ件御通牒之趣了承警察署トモ協議シ直チニ当業者ヲ召喚シ嚴重説示ノ上別紙請書之通将来励行スルコト、シ実地ヘハ特ニ社員壹名ヲ派遣センメ候条右ニ御承知相成度此段及回答候也

明治三十八年七月二十六日

隠岐島司 東文輔

島根県第四部長

事務官佐藤孝三郎殿

作成年月日	1905年(明治38年)7月26日
編著者	隠岐島司(東文輔)
発行者	隠岐島庁
収録誌	竹嶋
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

秘

乙 衛 第 二 五 号

本日廿二日衛第七〇六号ヲ以テ竹島ニ在ル海驢獵者所停方ノ件
申渡シテ趣テ了案致言案四者トモ協議シテ並テ、當業者リ召喚シ
取置説示ノ上別外請書之趣將來所行ニハコトシ實地ニハ特ニ
社員等知リ派遣セシメ査査ナク、取置知相成度知殿及回答候也

明治三十八年七月廿六日

隠岐島司東之輔

島根縣第四部長

事務官佐藤孝三郎殿

親展

島根県歴史資料館